

嘲笑の行方

——『今昔物語集』卷第二八をめぐって——

土井廣子

『今昔物語集』卷第二八は、読む者が笑えることを想定して編集されていることは疑いがない。たしかに笑って楽しめると同時に、また、人が人を笑うということをめぐる人間の精神の問題性に深く思い至らされる資料でもある。人が人を笑うことが、あるときには是とされあるときには非とされる背景には、人間精神について、人間社会について、問うべきさまざまな問題が控えているであろう。その大きな問題領域の一端に触れながら、この巻を成立させている精神を探りたいと思う。

問題関心の所在としてまず紹介しておきたいのは、第三九話「^{すばこ}寸白、信濃守に任じてとけ失せし語」である。

寄生虫である寸白を持った女から生れた子が成人して信濃の守に成り、国に下る。国からの迎への饗宴で胡桃がふんだんに出されるが、それを見た守は「せむ方なくわびしくおほえて、たゞ我が身をしほるやうに」する。その甚だしい窮し方を見た国の介の「年老い

て萬の事知りて物おほえける」者が、怪しんで寸白であることを見抜き、酒に胡桃を濃く摺り入れて守に強いる。責められた守は「實には寸白男、さらにたふべからず」と言つてさと水に成つて流れ失せてしまった。供の者たちが驚き怪しむと、介は自分が見抜いて試みたことを得意気に語り、国人を引連れて帰つてしまう。守の供の者たちは仕方なく京に帰りそのことを語ると、守の妻子も眷属も皆その時初めて、守は寸白が成つた人だったのだと、知つたのだつた。

話の中では誰も笑いもせず笑われもしないが、編者はこれに付して「これを思ふに、寸白も、さは人になりて生る、なりけり。聞く人はこれを聞きて笑ひけり。稀有の事なればかく語り傳へたとや」と記している。「稀有の事」であることは現代の我々にも解る。「稀有」な話を伝えようという意図は『今昔物語集』を通してのものである。聞く人が笑つたのは、介の得意に対応していることも了解できる。しかし、この話を笑えるとしたら、それはどのような了解に

よつてであるのか、それはこの巻の他の話の笑いとうどう関わるのかは、俄かには理解しがたいものがある。

巻第二八を通して、いわゆるブラックなユーモアが意識されているということは認められない。また反対に、柳田國男の言うように「被害者のどこにもおらずして、心おきなくおかしがり得られる話の種類を、次々増加して行こうとした態度」も認めがたい。この話を笑える精神を、編者が人が人を笑うことを了解するありようを辿ることによつて探りながら、この巻を成立させている精神について考えて行きたい。

1

笑う者も笑われる者も、大いに愉快を味わっている話がある。第五話「越前守為盛附六衛府の官人の語」は、役所に納めるべき米を出さない越前の守に対し、官人達が示威行動に出る話である。六月のひどく暑い日、官人達は早朝から守の家の門の前に座り込む。夕方になるまで陽に炙られながら、出す物を出さないうちほと耐えていると、ようやく門が開いて各役所ごとにと招き入れられる。しつらえられた机の上には「塩引の鮭の塩辛げなる」など、塩辛い物の限り、よく熟れたスモモが盛られている。守の時間稼ぎの間に官人たちは「物欲しかりけるまゝに」それらを貪り、いよいよ渴き切った喉にやっと出てきた酒をあおると、程もなく皆腹を下す。堪え

られずに次々と席を外すが間に合わず、そこかしこで「ひぢめかして垂れかけ」たり「着物をもとき敢へず痢りか」けたり「とく脱ぎてからげて、はんざふ（たらい）の水を出す如くにひる者」があったりという騒ぎになる。それでも官人たちは、予ねて思つたことであり「我等が酒をほしがりて呑むが致す所也」と言つて「皆笑ひて、腹を病みてひりあ」つた。次々の役所の官人たちも、それを見て笑つて逃げ去つた。酒には守が下剤を入れていたのであつた。その後懲りたのか「物なさぬ國の司の許に、六衛府の人発りて行く事」はしないことになつた。

滑稽に描写されていて、笑える話として、第三九話「寸白」ほどの違和感はないにしても、その実質的な内容についてはどうであろうか。現代日本社会で目の当たりにすれば、笑つてゐる場合ではない、笑うどころではない事態が起つている話である。笑うのとは別の対応が求められるのであつて、笑うことに委ねられてひとびとの快の具に供されることが許されない、緊急、深刻な事態である。対応すべき設備や態勢が用意されており、放置することが許されていない事態である。そのような事態を他者に引起すことは、過失であつてさえ犯罪とされる。いわば制度的に社会生活から追放することが求められている事態である。現代日本社会を舞台としていれば、滑稽に語られたとしても素直には笑えない話である。

柳田は「これは時代の生活と關聯したことで、世を隔てると段々

わかりにくく」なってくるとし、「こんな話を聴いても当時の人々は、義憤も起こさなければ反感も抱かずに、ただげらげらと笑っていたらしいのである」と書いてあるが、そう書きながら柳田もこの話を笑える話と了解しているのである。現代の我々にとっても、笑うことと相容れない話なのではない。大いに愉快を味わうことはできなくても、眉を顰めて我々も笑えるのである。笑える話として了解できることと違和感を抱くこととは、相容れないことなのではない。

我々がこの話を笑えるときの笑いの性格は、『今昔物語集』の編者が想定している笑いの性格と異質であろうか。我々が笑うとき、話中の当事者や話の伝達者や編者と共に笑っているであろうか。その笑いの性格はどのようなものであるのだろうか。

編者はその点については自覚的である。守が「極めたる細工の風流ある者」「極めたる風流の物の上手」と繰り返し賞賛されているように、その笑いは「風流」と呼ばれるありようがひとびとの心に喚起する愉快さであり、仕掛けの巧みさへの賞賛の念に伴う快である。現代の我々には、この仕掛けを「風流」として受け止める感性は理解しがたいが、むしろ、『今昔物語集』での「風流」という語が指すありようはその意味合いが強い³。内容を措けば、嵌めた／嵌められたをゲームとして楽しむ感覚、人を陥れる仕掛けの巧みさが提供する愉快という快のかたちについては、我々にも容易に理解することができる。

では、快のかたちは理解できるとして、笑っている場合ではないこの内容については、我々はどのように了解して笑えるのであろうか。

ある事態を、異議を唱えるべき問題的事態とするか否かの基準は、それぞれの社会によって異なる。しかしこの窮状が窮状として了解される限り、この社会でもやはり、痛みや苦しみや身体的危機の了解を伴っているものであり、そうしたことへの共感、同情も伴うのである。この社会の人も、同様な身体の状態にある他者の「はんざふの水をそそぎこぼすやう」な排泄の音を聞いて「年老いたる人の此く為れば、極めていとほしと思」うのである。(巻一九第三話)「いとほし」という語は、巻二八でも、笑われる者の痛みへの共感を表現してよく使われる語である。例えば「異者どもはかくまどふを見ていとほしがるに、亦外に向きて笑ふ者もありけり」「これを見聞人、…いとほしとは云はで、悪み笑ひなむしける」(第三三話「大蔵の大夫紀助延の郎等、唇を亀に食はれし語」と語られるように、人々は他者のさまざま窮状を「いとほし」と受け止めながら、笑いを禁じえないのである。あるいは「いとほし」という受け止め方もあることを思いつつ、笑うのである。笑われる窮状は、多くの場合とりもなおさず「いとほし」い窮状である。人が人を笑う事態は多かれ少なかれこの両義性を帯びていることは、編者にも認められていると言つてよい。

我々がこの話に抱く違和感の一つは、「いとほし」という共感がここでは全く発動せずに愉快だけが享受されていることにある。それは、ここでの窮状が笑っている場合程度のものとして了解されていたと理解すべきであろう。ここで笑うことを抵抗も無く許容している闕の低さの理由の一つは、おそらく、この時代の食品管理技術の低さや衛生設備の乏しさと、それに制約される、その窮状の発生頻度や顕わさにある。その窮状は、社会生活から制度的に追放することを求めることなど考えられもしないものだったであろう。我々の抱く違和感は基本的に、文明に馴致された感性に拠っているものと考えよう。

我々の抱くもう一つの違和感は、官人たちの起こした行動の社会的意味の成り行きに関わる。「物なきぬ國の司の許に、六衛府の人発りて行く事」とは、「風流」で対抗して阻止できる性格のことであり、笑いで決着する類のことであったのか。柳田が「義憤」を持ち出すのも、示威、私的駆け引き、愉快の享受などを超えた、公的あるいは上位の規範概念の発動を全く見出すことができないことにあるだろう。

ここで推察できることは、一つには、このような要求を私的関係行為として為さざるをえない社会状況の存在である。律令制の機能、実態、律令制下の公私観などが問われなければならないが、ここではそれらの問題には立ち入らない。この巻の記述に即して確認でき

ることは、さまざまな社会的関係行為が私的関係という様相で捉えられているということである。編者が私的関係の相を見る地点にいる、あるいはそのような視点を持つているということは確かであり、ともかくそれゆえ、より直接的な駆け引き、より生な人間関係についての編者の了解のありようを窺うことができるということである。社会制度が整い機能している社会でも、払わずに済ませようと画策する行為を我々は十分に理解できるのであり、そしてまたこの巻でも、第三一話「大蔵の大夫藤原清廉、猫をおそれし語」では、異常なまでの猫怖じを利用して、富豪でありながら官物を出そうとしないう大夫を懲らしめ、大和の守がしっかりと取り立てを成功させているのである。柳田も第五話を笑える話として了解しているように、「当時の人々」も、「義憤」も「反感」も起りえても笑ったのである。

快のかたかが理解できるだけでなく、官人たちが陥れられた窮状それ自体についても、駆け引きの成り行きについても、やはり我々は笑えるのである。笑えるということがこの場合、大いに愉快を味わうことではなく眉を顰めた苦笑であるにせよ、窮状の痛みや汚さや不正などへの懸念に混じって、一抹の愉快が味わわれていることなのだということは確かである。この話を笑える話として理解できるということは根本的に、読む者自身の中に、他者の窮状に愉快を味わえるという、人間精神の一つの事態を認めるということでもある。そしてこのことは、話中の当事者にも、話の伝達者にも、編者

にも、現代の我々にも、そして柳田にも通じる共通項であるだろう。

他者の窮状に愉快を味わうことができるという人間精神の一つの事態は、痛みを味わうことができるという事態とともに、おそらく普遍的で根源的である。そのこと自体について問うことはここではしないが、そのことを前提とした上で、人が人を笑うという事態の一つの相を、一方の窮状を介しての自他関係における、さまざまな態度や行為のありようの問題として考察してゆくことができると思えておきたい。ここでの第五話の検討は、そのような問題が文明の程度や社会制度などに制約されるものであることの具体的な確認であったことになる。

他者の窮状に愉快を味わうという笑いを人々が笑うことこそを前提にして、仕掛けによって窮状を作りだし、そのような笑いを引起したことを語ることが、この話の眼目である。行為の社会的意味は見事に「風流」に押し切られ、陥れられた者たちもまた「風流」に喚起された愉快を共有し、窮状は、「風流」に嵌まって飲み食いした愚かな自らの行為の結果として自らを笑う材料となっても、苦痛として苦しまれていない。この話はたしかに「風流」の成功の話なのである。

2

ところで、この話は「風流」だからこそ笑える話として選ばれた

のであるにしても、窮状が苦痛として苦しまれず、陥れられた者たちも笑いの快を共有できているということによって、編者の関心をより強く引いただろうとは認められない。他者の苦痛が存在しないことがより笑える話であるという了解は、この巻には認められない。むしろ、窮状が苦痛として苦しまれることが、この巻を通して、編者の重要な関心事になっていることが認められるからである。例えば第三二話「山城介三善春家、蛇を恐れし語」は、蛇を見ただけで、家までの長い都大路を喘ぎ喘ぎ逃げ帰り、死ぬばかりになる男の話である。その「物狂はし」いまでの恐じ方が語られる話で、物語というには内容の乏しい話である。人が窮状を苦しむさまが笑われたというだけのことを、享受しながら語り伝えようとしているのである。それだけで、語り伝えるに値するものとしているのである。

他者が窮状を苦しんでいることに愉快を味わうという笑いを人々が笑うことを前提にして、出来事が起り、物語とされるといことは、編者に肯定的に了解されていることは間違いない。

では、窮状が苦痛として苦しまれていことが笑える物語の核となるとは、どのようなことであるのか。それは人間の営みとしてどのように了解されていたのか。

明らかに類型として認められるのは、懲らしめの物語である。前に挙げた第三二話「猫をおそれし語」の他にも、例えば、浮気な夫（第一話）、密通者（第十一話）、人を欺いて責ばれていた聖人

(第二四話)、阿諛追従する者(第三十話)などが笑いにされて懲らしめられる話がある。これらの話には、仕掛けの面白さとともに、一種の正義の行使としての懲らしめがなされたことから受ける愉快を認めることができる。いわば「義憤」を晴らす話、胸の透く類の話である。この類の話では、笑われる者の窮状は罰せられている状態であり、笑い者になっているという窮状によってさらに罰の度合いが重くなる。笑われることは一過性の出来事ではない。話と笑いが人々の間に伝わり、広がりを持続をもつ間、罰も増幅し持続する。このとき笑いは倫理的・社会的な効果を生み出している。笑いを利用した力の行使であり、人々が笑いに担わせようとする意義の一つとして編者も認めているものである。そして、笑えるということについて、我々にもよく了解できる話である。他者が窮状を苦しむことに、誰も愉快を味わうことができるとしても、それは無制約であるはずはなく、おのずから倫理的な制約を受けるだろうと思うからである。

しかし、そのような社会的・倫理的効果もやはり、編者の関心をより強く引いているのではない。懲らしめの笑い話は多く集められているが、編者の関心は懲らしめの正義性によりは、加害／被害の局面の面白さに向いていると言える。

例えば、密通者を懲らしめる話である第十一話「祇園の別当感秀、誦経に行はれし語」は、ある受領の妻に忍んで通っていた祇園の別

当が、夫に見付かりそうになり、隠れ入って錠を差させた唐櫃ごと、自分の寺へ誦経の料として差し出される話である。懲らしめの趣向がとりわけ面白い話である。編者は「これを思ふに、守、感秀を引き出して、踏み蹴むも聞耳見苦しかりなむ。たゞ恥を見せむと思ひける、いとかしこきことなりかし」と付して、懲らしめ方として優れたやり方だとしているのであるが、ここで暴力そのものが倫理的に批判されて避けられているのではないことに注意すべきである。たしかに、前後の巻での密通者を制裁する話は、いずれも殺すことになされようとしているのに比べると、この話が「踏み蹴」ることを避けていることが、笑えることに繋がっているのは明らかである。しかし、笑える懲らしめと笑えない懲らしめには、巻の違いという選択が働いているのであって、倫理的な選択が働いているのではない。浮気な夫を懲らしめる話である第一話「近衛舎人ども稲荷詣でに、重方、女にあひし語」では、夫を懲らしめようとする妻の台詞に「しや頬ほ打ち缺くきて行来の人に見せて笑はせむと思ふぞ。己よ」と語らせていることにも表れているように、身体が痛めつけられていること自体が笑いの対象でもあるのである。身体を傷付ける暴力はそれ自体否定されることはなく、ある程度の傷付き方は笑いを期待されるのである。

もっとも、被害者を作ること、苦痛を苦しんで懲りる者を作ることこそが、懲らしめを成り立たせるのであり、懲らしめの正義性の

基準、手段や程度の妥当性などというものは一つの社会の中でさえ相対的で曖昧であることを考えれば、『今昔物語集』の懲らしめが、我々には恣意的な加害行為と映りがちであるのは当然とも言える。しかし、そのような一般的な事情に照らしても、この巻の正義性への意識は極めて希薄である。むしろ、正義の行使を動機とはしない懲らしめが、時として、我々にとって懲悪と認められるもの、我々にとって正義を行使する制裁と認められるものになっているに過ぎないと言った方がよい。そのことが、柳田が「被害者のどこにもおらずして、心おきなくおかしがり得られる話の種類を、次々増加して行こうとした態度」と評価する一方で「読むも気の毒で、我々にはむしろ若い京官どもの軽薄を罵りたくなる」とか「横着な権門の我侷息子の、奢りを極めた振舞いが一つ話となって、次の時代まで伝わっていただけで、それを考えると格別笑いたくもない」などという感想を漏らさざるをえない理由である。

柳田が「読むも気の毒」という第四話「尾張守□□の五節所の語」は、「若い京官ども」すなわち殿上人・藏人たちが、宮中に不慣れな尾張の守一家を散々に笑い者にする話である。この話が笑える話であるのは、基本的にはやはり、殿上人・藏人たちが仕掛けて味わった愉快を、人々も我々も享受あるいは了解できることによる。その愉快は「我等に恐れて、近く寄れば隠れ騒ぐは、をこにいみじきものかな。いざこれ謀て、いよいよ恐れまどはさむ」と表現される動

機によって起こされた、いわばイジメの愉快であり、宮中の五節所にいる守のもとへ、腰まで着物を脱ぎ下ろすというような猥りがわしい格好で、守を囃す歌を歌いながら、大挙して押しかけるという大騒ぎの遊びの愉快である。この愉快は、隣の五節所の人々に共有され、「閔白殿の藏人所に参りて語りけるを聞き継ぎて、殿ばら宮ばらに聞えはて、笑はれけること限りなし」という広がりを見せ、さらに「其の比は二三人も居たる所には、此の事をなむ語りて笑ひける」というまでに広がったと語られる。この広い愉快の共有には、「閔白殿」「殿ばら宮ばら」に仄めかされている文化的権威の力の存在が大きく関わっているであろう。そこで笑われる笑いであることが「若き京官どもの軽薄」による笑いに後ろ盾を与えている。「若き京官どもの軽薄」は、天皇を核とする文化秩序の実現・維持という営みの一場面での懲らしめである、と了解されていると考えてよい。また、殿上人たちの襲来に曝されている守に「今ぞ我は引き出されて、老腰踏み折らる、」という恐れ of 台詞を吐かせているところに、編者の意識にもある殿上人たちの暴力性を確認することができるが、その暴力性は、殿上人たちが、身分・階層秩序、権力秩序の維持のための日常的な力の行使を公的に委ねられている、あるいは容認されていることによるであろう。「若き京官どもの軽薄」は、文化秩序の実現・維持という営みが、身分・階層秩序、権力秩序の維持のための力の行使と不可分に、暴力の横行によっても担われていたこと

の表れなのである。守に「己をこそ悪くば、打ちも殺し、蹴も踏まめ、いかで、帝王のおはします王宮の内にて、紐を解きかたぬぎては狂ひ歌ふべきぞ」と語らせているように、暴力を恐れながらも、暴力によって一個の身が苦痛を受けるより、文化規範の破壊状況を身の回りに出現されることを恐れているという描写は、そのような事情を反映しているであろう。

殿上人たちによる懲らしめは、私的・恣意的な動機による猥りがわしい行動であるにもかかわらず、彼等がその力の行使を担っているところの、その社会の権威・権力構造というレベルでの、公的・上位の規範の一端を体現しているのだと言える。

「若く勇みたる殿上人の物笑ひする」(第二四話) というような、行動力のある官人たちの恣意的かつ準公的な力の存在は、多くの話で出来事の生起、物語の成立の土壌となっている。例えば、第二話「頼光の郎等ども、紫野見物の語」は、自嘲の物語であり、巻の中でも最も加害／被害性のない話の一つである。東国では「人に恐れられたる兵ども」が京に出て来て、賀茂の祭を見たいために生れて初めて乗った牛車で車酔いをし、散々な目に会う話であるが、どうやって見物に行こうかという相談の中で「乗り知らぬ車に乗りて、殿ばらにあひ奉りて、引き落して蹴られや、よしなき死にをやせむすらむ」と兵に語らせているように、事の発端にそうした力への恐れが働いていたとされることは象徴的である。「若く勇みたる殿上人の

物笑ひする」者たちの恣意的かつ準公的な懲らしめ行為は、まさに横行していたと考えてよい。

これらの話は、価値実現という営みが、実質的に価値を実現する行為、評価・賞賛・批判行為などとともに、外れた者への制裁・排除行為をも許容する事態であるという、これもおそらくは普遍的・根源的な、人間社会の一面を再確認させるものである。この巻の、人を笑い者にする話は、こうした文化価値実現の営みの制裁・排除の側面に多く生れている。ここには、文化的権威が人々の生活を制約し、さらには生殺与奪をさえ握る力として機能している社会の姿を窺うことができるが、そのような状況は、編者の批判意識の届かない、厳然とした社会構造として、公的・上位の規範概念を提供しつつ、編者の生をも規定していたことは疑いない。

「若き殿上人・蔵人」のような、力の行使を容認された階層を持たない社会では、権力を後ろ盾にした恣意的な力の行使による懲らしめが、どのような程度であれ、笑っている場合程度のもの認められることはないが、さまざまな価値実現の営みにおける、他者への容赦のない嘲笑は、現代日本社会でも日常茶飯事である。しかるべき場での物慣れない振舞いを、我々もやはり笑うのである。暴力の否定を規範としては具えているにしても、嘲笑という、他者が精神的に窮状を苦しむことに愉快を味わう笑いを、我々も十分に理解できるのであり、それを非とするに十分な倫理的認識を、我々の社

会もまた具えていないことも確かである。これらのことは、一方の窮状を介する自他の関係のありようの問題は、その社会で容認されている強弱関係、優劣関係に制約されていることの再確認でもあり、我々もやはり「若き京官どもの軽薄」に抗議しつつも、与して笑うこともできることの確認でもある。

3

この話が笑える話であるもう一つの、そしてより大きな理由は、笑わせる話としての滑稽な仕立て方にある。編者（おそらくは）の文芸上の上手さは、柳田も指摘する通り、守の事々しい台詞にある。守に戯画化した台詞を与え、この話を笑えるのだと提示する書き方は、明らかに自覚された書き方である。笑われる者の窮状が、笑われる者本人によって、笑われるに値するものであるべく陳述されてゆく手法であり、これは巻を通して意図されていると言つてよい。この手法によって編者は、人が笑われる話を、まさに笑われる話として提示することができている。

戯画化や誇張や独自の手法といった技を、編者がどのように手に入れたかという問題は、ここで立ち入れるような簡単な問題ではないが、ともかく、笑えると了解できるからこそ滑稽に描けるのだということは確かであり、選んだ話が笑えるということについての編者の了解があつて、それを支点に技を使っているはずであり、その

ようにして、部分を拡大されデフォルメされた描写が、我々に与えられている物語である。デフォルメされていると認められるところには、編者の、人が人を笑うことについての了解のありようが表れていると考えてよい。

この話では、謀り事の一つとして、襲来を予め告げるといふ、偽装された痛みへの共感を登場させ、そのことに最後まで気付かない守が、告げに来た殿上人に対する事々しい感謝の言葉を述べるといふ展開がある。「あはれなりける君の御心かな。千年萬年平らかに栄え給へ」とて、手をすりて祈りをるに、「…」と描写される。ここでは痛みの共感への期待そのものが笑いの種にされているが、これは、人が人を笑うという事態が、他者の窮状は笑うべきものでもあり痛むべきものでもあるという両義性を前提にしていることを、編者が明確に了解していることを語っている。

また、殿上人たちの猥りがわしい暴挙に対しての守の抗議である台詞は「帝王の御為にかく無礼を至せるは、あさましき事なり。此の主達は必ず事ありなむ者ぞ。よし見よ、己等。天地日月、明らかに照らし給ふ。神の御代より以来かゝることなし。國史を見るに敢て記さず。いみじくなりぬる世の中かな」というもので、置かれる場によっては笑いを誘うものではない。場違いなのである。これは、笑い者にするという懲らしめは、その場の勢力を規範の根拠とするのであつて、「天地日月」「神の御代」「國史」などという、理念的・

抽象的な上位の規範に関わるものではないという了解があることを語っている。

この話では、デフォルメされた守の像が、「若き京官どもの軽薄」をはるかに凌いで、愉快の享受を促しており、守はひたすら笑われる者となっているが、一方で、笑われる者自身によって笑われる話を展開させる手法によって、窮状を介した関係が、一方的な嘲笑、受動的な笑われ者という姿を脱している話がある。自分宛てに誦経の料に差し出された唐櫃の中で、とうとう「細く侘し気なる声」で「只所司開きにせよ」と言った祇園の別当は「本より極めたる物云ひにてありければ、唐櫃の内にて此くも云ふ也けり」と評され、ただ単に懲らしめられた醜態を笑われるに止まっではない。このとき笑いは、明らかに贅意を含むものである。笑われる者自身に贅意が向けられているのであり、笑われることを通して主体が一つの価値を獲得しているのだと言える。

この事態に編者は自覚的である。それを典型的に語った話が、第六話「歌讀元輔、賀茂の祭に一条の大路を渡りし語」である。祭の使いの元輔が、「若き殿上人」が車を並べて見物する前で落馬して禿頭を曝し、「いとほし」の共感を呼んだにもかかわらず、馬添が大慌てで冠を着けさせようとするのを制して、わざわざその頭のままで君達の間を事々しい申し開きをして回り、人々を大いに笑わせた話で、元輔は「馴者の、物をかしく云ひて、人笑はするを役とする

翁」と言われている。「人笑はするを役とする翁」というアイデンティティは、貶めの評価を帯びているとは言え、贅意をこそ込めたものであり、社会を生きる一個の主体が得ている一つの価値と認められていたと言ってよい。他者からの痛みの共感に共感しない元輔像は、偽装された痛みへの共感に強く共感した第四話の尾張の守と、この点において対照的である。

第四話では守のその後には言及されていないが、笑いの広い共有が守のその後につき纏ったことが、編者の念頭にあったことは疑いない。例えば、一回の失態のせいで「それより後は、兵の思えさへ劣りて、をこの名を取りてぞありける」（第三四話）、さらには「萬の人に笑はれて、末の代まで物語になるなり」（第三話）など、笑いの共有が社会的勢力となるという事態には、編者は自覚的である。笑われることに必然的に付随する事態として了解し、物語の駄目押しとして、しばしばそのことを使っている。笑われることは一過性の出来事ではない。人々に広く共有された笑いは、笑われる者の社会的存在様態を制約する。笑われた者は、「笑われた者」「笑われる者」「をこの者」としてアイデンティファイされるのである。この事態を自覚的・能動的に生きるありようが、「人笑はするを役とする」ありようとして、元輔像によって提示されていると言ってよいだろう。自らに向けられた窮状への共感を、自らの言動によって笑いへと導いて、人々が愉快を共有する状況を創り出してゆくのであ

り、その「物云ひ」によって、窮状は、賛意を含んだ笑いという価値を生むことができているのである。そのことを可能にしているもの、あるいはそのことを促すものは、窮状の両義性に臨んで、痛みへの共感を切り捨てても愉快を採ろうとする選択的姿勢であり、その姿勢が人々に支持され、一つの価値を得て生きているさまを確認することができる。例えば第十話「近衛の舍人秦武員、物を鳴らし、語」は、改まった席で放屁してしまった舍人の話であるが、そのようなときはすぐに笑うべきである、「物をかしく云ふ」者であったからこそ「死なばや」と言つてその場を笑わせたが、そうでない者は「極めて苦しくて、ともかくもえ云はで居たらむは、いみじくいとほしかりなむかし」と人々が言つたと語られる。窮状への共感とは、共感する側にとつても痛みである。他者に「いとほし」と思わせるより、笑わせることによつて他者の痛みを救う方をよしとする価値意識があり、それが反映していると言つてよいだろう。

これらの話には、原点において一方の窮状を介した関係が、一方的な嘲笑、受動的な笑われ者という関係を脱している姿を認めることができる。しかし、単なる嘲笑という笑いを笑われる者から賛意を含んで笑われる者までを、編者は「をこ」という語で覆つていたのであつて、そこにはやはり、嘲笑がこの巻での笑いの基調であることを確認することができるのであるが、「をこ」が賛意を獲得する姿の先には、窮状という原点を持たず、貶めを伴わない、いわば純

化された「物云ひ」の像があり得るかもしれない。第十四話「御導師仁浄、端者はしたものに云ひ合ひて返されし語」で仁浄は「物云ひにて、よろづの殿上人、君達などに云ひ合ひて、遊敵あそびだきにてなむありける」と紹介されるが、その仁浄の「物云ひ」を凌いだ八重という下女が、最大級に賞賛される。「殿上人ども、これを聞きて、いみじく八重をほめけり。仁浄も愛し感じけり。それより後、八重がおほえまさりて、宮々にもいみじくなむほめさせ給ひけり。仁浄は、もとよりさる物云ひにてありけるを、八重がしか云ひ返したりけむ、心にくくめでたけれ。昔は、女なれども、かく物云ひをかしき者どもなむありければ、世の人も興ありてぞ思ひけるとなむ語り傳へたるとや。」二人の言い合ひは「廁に檜垣さして、賤しの物も越えずや」「尾刺りたる犬入れじとて」というもので、その面白さは、端者、僧という身の上を「廁に檜垣さして」「尾刺りたる犬」と揶揄し合うことにあり、その意味で貶めがあるのだが、この最大級の賛意は、世の人に嘲笑をではなく、「興」を提供する才能に向けられていると言える。そのような話はおそらく、集めようとすれば集められたはずである。しかし、編者の関心がその方向に向いていたことは認められない。

柳田の言うように「心おきなくおかしがり得られる話」はたしかに意図されていたかもしれないが、そうだとしてもそのことは、柳田の考えるように「できるだけ被害者というものを出さずに」という、いわば惻隱の精神によつてではない。被害者に、被害者である

ことを自力で価値転換させることを求める、タフな精神によってさ
れようとしていたと言える。

一方的な嘲笑に止まっていけない笑い、受動的な笑われ者に止まっ
ていない笑われ者、笑われることを、貶めを伴わない笑いを笑わせ
ることとして行為する者などを自覚的に描いたことは、人間の存在
様態の把握として、この巻における編者の達成であると言つてよい
だろう。人間関係のありようを問題にするとき、一方的でないこと、
受動的でないこと、貶めを伴わないことに、我々は価値を認めるか
らである。しかしそれらもまた、この巻では、笑える話のパターン
の一部であるに過ぎない。劣弱な立場の者が窮状を苦しむことこそ
が笑える物語りの収束地点となっている話が、おそらくは無意識に、
配されているからである。そのことが、他者を笑う人間精神の、よ
り根深い事態を窺わせる。

4

ここまでの検討の延長上に、冒頭に挙げた第三九話「寸白……」を
位置付けて読むことができるだろうか。既に触れたように「稀有」
な話であることや、見抜いて仕掛けた介の得意の比重が大きいこと
は解る。しかし、ひたすら窮状を苦痛として苦しみ、耐えられずに
消え去ってゆく守の姿を描きつつ、その守の存在の成り行きについ
ては、編者はどのように了解していたのだろうか。我々はどのよう

に了解することができるのだろうか。あるいは、「寸白」というこの
存在の本来の姿に回帰した、と言つてみることができるかもしれない。
あるいは、これまで見てきたような、痛みへの共感、窮状への
共感を切り捨てることに一つの価値を見出す姿勢を延長すれば、他
者の窮状に止まらず、他者の存在への共感が捨棄される地平を認め
ることができるかもしれない。そこでは嘲笑は、他者の存在を笑い
棄てるとも言える笑いになっていると言えるだろう。いずれにせよ
ここからは、存在への共感が、人間だけでなく一切衆生の存在への
共感へと促されていたはずの仏教の受容のありよう、慈悲や惻隱な
ど、倫理的指導概念の受容のありよう、非人間的存在の了解にかか
わる神観念など、より歴史的な諸問題の領域へと踏みこまなければ
ならない。問うべき領域を確認して、この稿を終えることにしたい。

注

(1) テキストは角川文庫『今昔物語集 本朝世俗部下巻』によつた。

(2) 柳田國男『嗚呼の文学』『定本柳田國男集第七巻』所収

巻二八が読む者が笑える話を集めていることで、そのことがすなわち、
編者は人々に笑いを提供し人々を楽しませようという目的をもってい
たこととみなされることがある。柳田國男の立場もそうである。柳田
の姿勢について検討することは別の機会に譲るが、本稿は柳田の倫理
的感性とその姿勢に、批判的ながら多くの示唆を得ている。『今昔物語
集』の編者はたしかに話を分類してはいるが、それぞれの巻を、それ
ぞれの意図、それぞれの目的で人々に提供し、それぞれの効果を期待

しているということは認められない。『今昔物語集』全般の編集意図や分類についても別の機会に譲るが、笑える話という、明らかな特徴をもった話を集めた巻二八も例外ではなく、巷にある、あるいは資料にある、「世俗」の人間模様の中で人が笑われる話、人を笑わせる話を集めたということだけが、編者の編集意図について確かなことなのだということを確認しておきたい。

(3) 巻第二四、第一話から第五話を参照